

障害者相談支援と就労支援との連携について

1 障害者の就労支援

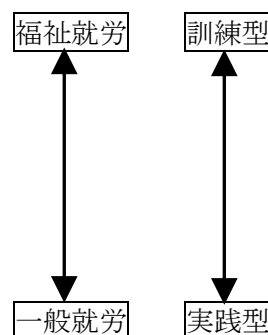
障害者自立支援法における理念「障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むこと」を実現するための一つとして、障害のある人のうち、就労することが可能な人について、その能力に応じた就労を行い、自立した社会生活を営むため、各種の就労支援を実施することが求められております。

<就労支援の体系>

- 職業訓練・職業能力開発
- 職業紹介・斡旋
- 採用試験・面接への同行支援
- 採用後の定着支援（アフターフォロー）

<障害者就労の類型>

- 地域活動支援センター（授産所）
- 就労継続支援B型
- 就労継続支援A型（雇用契約締結型）
- 就労移行支援
- 一般就労（障害者雇用枠）



※ 上下は福祉就労と一般就労の度合いを相対的に表していますが、絶対的なものではなく、本人の就労に対する希望（目標）により就労方法を選択することになります。

障害のある人の就労支援に際しては、その人の障害の特性に合わせた個別の対応が求められることから、特に相談支援事業者における対応（相談・個別支援計画の作成・支援の進行管理など）が求められることとなります。

2 静岡市における就労支援の取組み

(1) 相談支援事業者における就労支援

相談支援事業者では、相談業務の中で就労に関する支援を行うこととされております。具体的には、就労を希望する障害のある人に対し、個別支援計画（就労支援計画）の策定、関係機関との連絡調整及び支援の進行管理などを行います。また、内容に応じて、ハローワーク・障害者職業センター・障害者就業・生活支援センターなどへ支援を引き継ぎます。

<平成19年度の各相談支援事業者における就労支援件数>

事業者名		就労に関する支援	総相談件数
身体障害	障害者生活支援センターさくら (静岡市桜の園)	58	1,829
	静岡ピアサポートセンター	129	2,446
	清水障害者サポートセンターそら	68	1,022
	合計	255	5,297
知的障害	障害者地域サポートセンター北斗	116	642
	静岡医療福祉センター児童部相談室 「やさしい街に」	4	693
	静岡市しみずうみのこセンター 障害児(者)地域療育等支援センター	39	1,033
	アグネス静岡(つばさ静岡) ※主に重症心身障害児(者)を対象	0	655
	合計	159	3,023
精神障害	静岡市支援センターなごやか	515	5,928
	地域生活支援センターおさだ	109	1,663
	は一とばる	208	1,160
	合計	832	8,751
総合計		1,246	17,071

(2) 障害者就業・生活支援センターさつき（静岡県委託）における就労支援

静岡県が社会福祉法人明光会へ委託して実施しております「障害者就業・生活支援センターさつき」では、就職や職場への定着が困難な障害のある人に対し、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を行い、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行います。

<平成20年度4月から2月までの支援状況>

資料：障害者就業・生活支援センターさつき（社会福祉法人明光会）

（平成20年度第2回障害者就業・生活支援連絡会資料より）

登録者数（支援人数）		201人
相談支援件数	就業関連	781件
	生活関連	561件
職業準備訓練あっせん件数		8件
職場実習あっせん件数		12件
就職件数		20件

※ 登録者数は平成21年2月末現在

※ その他の件数は、平成20年4月から平成21年2月までの合計

(3) 静岡市発達障害者支援センターにおける就労支援

静岡市発達障害者支援センターでは、就労支援を希望する発達障害のある人に対し、就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じてハローワーク、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関との連携を実施します。

<平成20年4月から平成21年1月までの実績>

支援人員・件数 8人 14件

（支援例）ハローワーク・面接等への同行支援や障害者職業センターと連携した職業訓練支援など

(4) 障害者就労サービス・ワンストップ相談窓口

労働分野、福祉分野の担当職員等が連携協力してワンストップにより対応する窓口を設置し、就職を希望する障害者が自らのニーズ等に応じて適切な就労支援サービスを選択することができるよう、労働分野及び福祉分野について一括して相談、援助を行う事業として、「障害者の就労サービス・ワンストップ相談窓口」の試行事業を、静岡労働局（ハローワーク静岡・清水）の御協力の下、次のとおり実施しています。

<平成20年度実績>

○葵区役所（ハローワーク静岡）

月	総件数	身体	知的	精神	高次脳
4/17	6件	4件	2件	0件	0件
5/15	5件	1件	2件	1件	1件
6/19	1件	0件	0件	0件	1件
7/17	4件	0件	1件	2件	1件
8/21	4件	1件	2件	1件	0件
9/18	3件	1件	2件	0件	0件
10/16	1件	1件	0件	0件	0件
11/20	4件	1件	2件	1件	0件
12/18	1件	1件	0件	0件	0件
1/15	2件	2件	0件	0件	0件
2/19	2件	2件	0件	0件	0件
計	33件	14件	11件	5件	3件

○清水区役所（ハローワーク清水）

月	総件数	身体	知的	精神	高次脳
2/25	1件	0件	0件	1件	0件

※ 清水区は平成21年2月より実施。

<実施体制>

ハローワーク職員及び静岡市障害者協会職員の2名で相談を受け付けます。

必要に応じて、福祉事務所職員が支援します。（障害福祉サービスの手続きなど）

※ ハローワークからは、求人票（紙）や登録用紙を持参していただき、その場で手続きができる体制をとっています。

<相談事例>

- ・ 短時間労働をしたいが、どのようなところがあるのか。（家業手伝いと両立）
- ・ パソコンを使いこなせるが、どのような仕事があるか。
- ・ 就職して自立したい。（就職と合わせて生活の支援をして欲しい。）
- ・ 面接（試験）を受けているが、なかなか採用が決まらない。

3 障害者就労支援を取り巻く課題

○ 生活支援との一体的な取組み

障害のある人の就労を支援するためには、例えば「規則正しい生活を送る」などといった生活支援を欠かすことができません。このため、単に就労先を紹介するだけではなく、事前準備から含めた、トータルな支援及びそのための計画が必要となります。

○ 就労に対する動機付けを持たせられるような支援

就労を希望する障害のある人の中には、ただ漠然と就労を希望するなど、将来的な目標を十分に持っていないケースがあります。このようなケースの場合は、最初に就労に対するイメージを持たせるなど、具体的な行動を起こすための動機付けを持たせてあげる必要があります。

○ 職業能力の開発

障害のある人が、その有する能力をいかすことができるよう、各種職業訓練などを通じて職業能力を開発し、実際の就労に役立たせる必要があります。また、自分の能力を客観的に見つめ直すことで、今後の就労目標を立てやすくしてあげることも大切となります。

○ 就職後の定着支援

就職直後の離職率が高いことを鑑み、継続して就労生活を送ることができるよう、継続的な職場訪問など、特に初期における「アフターケア」が強く求められています。

○ やむを得ず就労の継続を断念した人へのフォローアップ

やむを得ず就労の継続を断念した人に対し、相談支援機関等が連携してフォローアップを行い、他のサービスへの利用転換や再チャレンジなどの環境整備を進めることが必要となります。

4 今後の就労支援施策の方向性について

○ 障害者職業能力開発プロモート事業（厚生労働省モデル事業）について

① 事業目的

福祉から雇用・就業への流れが強化される中で、障害のある人の職業的自立を支援するためには、障害のある人の生活基盤のある地域レベルにおいて、教育・福祉・医療・保健等の支援から職業訓練へのアクセスを容易にし、障害のある人及び企業のニーズに対応した職業訓練を推進することが求められております。

このため、

- ① 関係機関が一体となった障害者職業能力開発推進基盤の形成
- ② 障害のある人及び企業等に対する職業訓練の周知・広報
- ③ 都道府県と連携した障害者の態様に応じた委託訓練の効果的な推進

を図るために、厚生労働省のモデル事業として障害者職業能力開発プロモート事業を指定都市で実施することとされています。

（厚生労働省職業能力開発局長通知「障害者職業能力開発プロモート事業実施要領」より）

② 実施内容

ア 障害者職業能力開発推進基盤の形成

（ア）障害者職業能力開発推進会議

障害のある人の職業能力開発に係る関係機関が参集し、事業計画・連携方法・障害者委託訓練に関する協議を行います。

（イ）障害者職業能力開発説明会

特別支援学校の担任教諭・進路指導主事や在籍生徒・家族を対象として、卒業後の進路としての職業訓練に対する理解を深めるための説明会を開催します。

イ 障害者職業能力開発に関する周知・広報機能等の強化

（ア）障害者職業能力開発に係る相談

各種相談窓口を活用して、障害者職業能力に関する相談に対応します。

（イ）障害者職業能力開発の周知・広報

障害者委託訓練等に関する広報資料を作成し、障害のある人・家族・就労支援機関・企業等に配布し、周知・広報に努めます。

（ウ）障害者職業能力開発セミナーの開催

福祉施設等における就労を希望する障害のある人等を対象として、職業訓練に対する理解を深めるため、障害者職業能力開発セミナーを開催します。

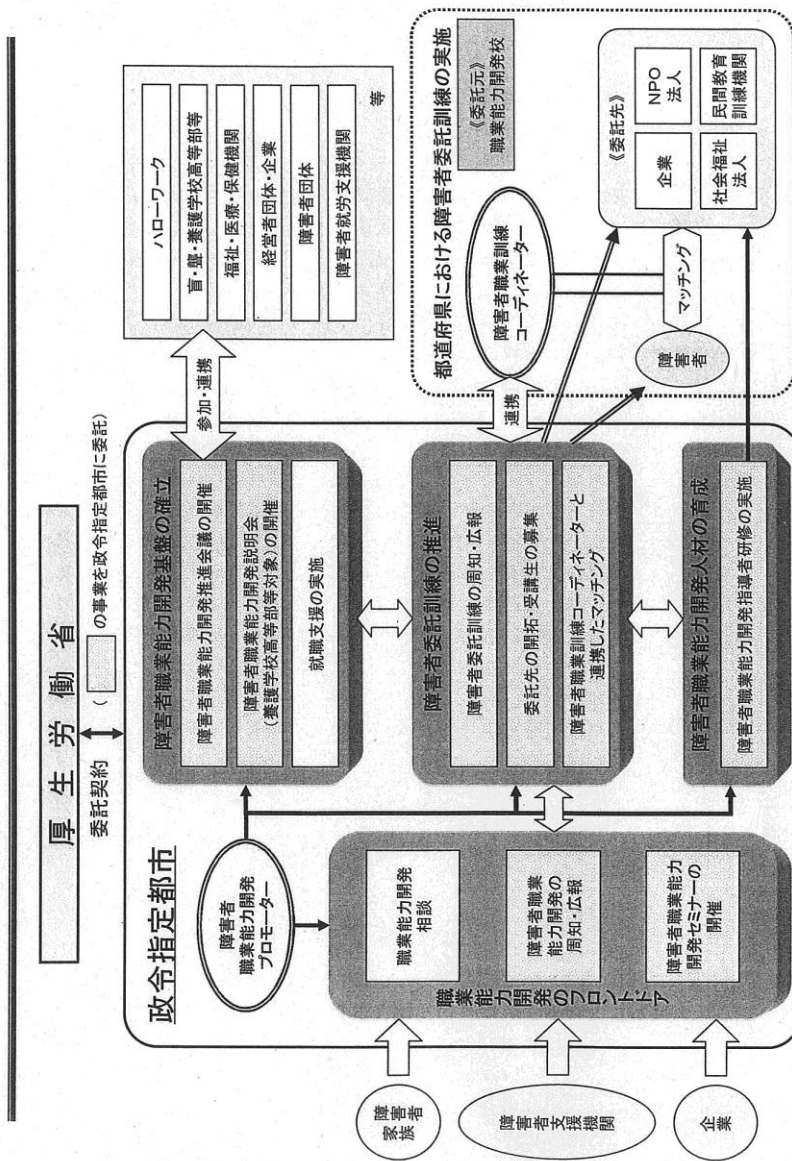
ウ 都道府県と連携した障害者委託訓練等の効果的な推進

都道府県に配置されている障害者職業訓練コーディネーター及び都道府県の障害者委託訓練拠点校と緊密に連携し、障害者委託訓練等を効果的に推進する。

エ 障害者職業能力開発プロモーターの配置

アからウまでの事業実施の中心となる、障害者職業能力開発プロモーターを常勤で配置する。

★ 障害者職業能力開発プロモーター事業の概要



③ 静岡市における実施について

静岡市においては、障害福祉担当課及び労政担当課において、事業の効果やニーズ等も勘案しながら、実施について検討を行っております。

また、本事業に対するニーズがどれくらいあるのかについて、把握する必要があると考えております。

(参考) 他の指定都市の状況

平成18年度： 3指定都市（さいたま市、横浜市、大阪市）において
先行モデル実施

平成20年度： 対象がすべての指定都市へ拡大
各指定都市において、随時、検討・実施へと至っております。